

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和7年8月21日（月）

午前10時～午前10時43分

開催場所：会議室302

1 災害その他非常の場合における上下水道復旧支援の受け入れについて

災害その他非常の場合における上下水道復旧支援の受け入れについて、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

指定給水装置工事事業者とは、水道法に基づき、水道事業者が給水装置工事を適正に施工できると認めて指定した事業者のことである。この制度は、水道法に基づき、給水装置の構造や材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が指定するものとなっている。給水装置の設置や修理などの工事は、播磨町水道事業給水条例により指定事業者以外は行うことができない。現在、播磨町の登録事業者数は、146社となっている。

排水設備指定工事店とは、指定給水装置工事事業者と同様の意味合いで、公共下水道に接続するための排水設備を、専門的な知識と技術を持つ指定工事店が施工することで、適正な排水設備設置を確保する制度となっている。排水設備の新設等の工事は、播磨町下水道条例により指定事業者以外は行うことができず、現在の播磨町の登録事業者数は、112社となっている。

給水装置工事、排水設備工事のいずれも、一定の条件を満たす事業者を指定しており、工事を行うことのできる事業者を限定することで、工事の質を確保し、水質汚濁や漏水、公共下水道への悪影響を防止するという重要な役割がある。

しかし、令和6年能登半島地震では、本管復旧が進んだにも関わらず、各家庭の給水管修繕を行うことのできる事業者が足りず、水が使用できない状況が長期化した。

復旧の妨げとなった要因は、指定給水装置工事事業者や排水設備指定工事店でなければ工事を行うことができず、工事を担う地元市町の事業者の数が被害の規模に比べて少なかったことや、事業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにある。

以上のことから、災害その他非常時には、災害の早期復旧と工事の適正な実施を図るため、他の上下水道事業者が指定した事業者の工事実施を可能にするよう、9月定例会にて条例改正を提案させていただく予定である。

【主な質疑応答】

Q 住民が町内事業者も含めた業者を知る方法はあるのか。

A 町内の水道の指定給水装置工事事業者は22社となっており、ホームページで公開している。

2 発災直後における水道BCP策定について

発災直後における水道BCP策定について、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

近年、巨大地震や大規模災害が世界各地で発生し、先日もカムチャツカ半島付近で巨大地震が発生し日本沿岸部に津波警報や注意報が発令された。また、令和6年8月には「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表され、上下水道課としてどのような対応を取る必要があるのかシミュレーションを行うことができた。その中で、想定している対応策では初動対応や臨機の判断を行うための組織体制、情報収集や状況把握の手段が明確でないことが判明した。

発災直後の混乱している状況でも、数日間に行う必要がある施設維持や復旧を考慮した判断を行うためのマニュアルを策定する。水道事業として、災害時に施設が損傷した場合でも、ぎりぎりまで給水を継続する努力を行うが、適切な判断ができないまま、限界値を下回ってしまうと復旧までに多大な労力と時間を要することになることから、あらかじめ限界値の設定と初動対応の明確化を行い、断水になったとしてもできる限り早期の復旧が可能となるようマニュアル整備を行う予定である。

マニュアルによる初動対応としては、①初動体制及び応急体制の確立②状況把握と収集した情報で対応を臨機に検討③配水施設の系統と管路の把握④取水、浄水、配水機能の情報収集⑤①から④の事項を踏まえたうえでの施設停止等の判断をする。

なお、施設停止等の判断基準については、①浄水水質②配水池の水位③配水流量（3配水池の合計）④取水流量にそれぞれ基準を設定し、対応の検討及び停止判断の根拠とする。取水量と配水量のバランスを考慮することで可能な限り配水できるよう努める。

行動指針としては、播磨町地域防災計画で定めている「特に重要な給水施設」のうち、播磨町内4小学校を給水拠点として整備を進め、配水可能な管路のルート設定や仕切弁の閉止判断及び作業についても今後マニュアル化を行う予定としている。

具体的には、断水などの給水制限が必要となることが想定されるため、短時間であったとしても供給が止まる可能性があることを、周知していく必要がある。

基幹管路の耐震化工事を進め、応急給水栓の整備を行うことで災害時でも避難所

や医療機関等への給水を行えるよう、施設の整備や組織体制を整えたい。

【主な質疑応答】

Q B C Pの策定をするとの説明であったが、策定後に実際の災害を想定しての訓練の実施も考えているのか。

A 町の防災訓練は、水道の訓練も含めて令和6年度から始めた。
応急給水栓の設置と道路上での消火栓からの訓練を実施している。
現在は簡単な訓練だが、アップデートしていく予定である。

3 浄水施設内面防水改修工事における修繕費の増額について

浄水施設内面防水改修工事における修繕費の増額について、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

浄水場施設である着水井、急速攪拌槽、沈殿池の塗膜防水を行うための工事として令和7年度及び令和8年度の債務負担行為により予算措置を行い、令和7年8月に入札に附して実施していたところ、見積積算を行っていた業者から水道施設工事としての経費体系とどちらで積算すべきかとの質問があったことから、内部で再協議した結果、水道施設工事での経費体系が適当であるとの考えにより入札を中止した。

経費体系が違っていた原因としては、直近に同工種である防水工を実施した設計書を参考に積算業務を行ったが、その工事は浄水場施設建物の防水を行う工事であったことから「建築工事」経費を使用していた。今回も主たる工種が「防水工」であったことから引用したことによるもので、再発防止策としては、システムでの設計書データの引用は原則、行わないものとし、すべての入力を行って設計書を作成することで再発の防止を図る。

以上のことから、予算額に大幅な変更が生じるため、予算及び債務負担行為額の増額を行うものであり、9月定例会へ補正予算として上程する。